

# 令和元年度 職業紹介優良事業者認定制度

## フォローアップ自主点検表

### 【優良認定事業主】

事業主名 代表者名 職業紹介責任者	
事業許可番号 優良認定番号	有料・無料 区分 1. 有料紹介 2. 無料紹介
主たる事業所所在地	
担当者	氏名： Tel： メール： 役職・部署： FAX：

下記事項に留意いただき、本自主点検表のご提出をお願いします。また、達成出来ていない項目については、改善に向けた取組をお願いします。

#### [フォローアップ自主点検表記入上の留意点]

- 直近における貴社の紹介事業の実態に即して、ご回答ください。
- 確認資料等は「令和元年度審査認定チェックリスト」を参照しながら記入してください。
- 各設問について、以下の4択で回答ください。（該当する記号を○で囲んでください）
  - a「できている」
  - b「部分的にできていないところがあるが、改善に取り組んでいる」
  - c「部分的にできていないところがあるが、まだ改善に取り組んでいない」
  - d「全くできていない」
- 現時点で改善に向けた取り組みがある場合は、優良認定事業者記入欄に自由に記載してください。
- 法令遵守チェックリスト（10-11P）にも記入してください。

#### [フォローアップ自主点検表の記号について]

- 「申」は申請要件（7項目）であり、優良認定の申請をするために、すべて満たす必要がある項目
- 「必」は必須項目（有料事業者：18項目、無料事業者：17項目）であり、すべて満たす必要がある項目
- 「基」は基本項目（優良事業者：47項目、無料事業者：45項目）であり、基本的な項目、項目ごとに1点配点。（有料事業者：47点満点、無料事業者：45点満点）
- 「加」は加点項目（有料事業者：15項目、無料事業者：13項目）であり、基本項目より更に上を目指した項目、項目ごとに1点または2点配点。（有料事業者：30点満点、無料事業者：26点満点）

※以下は、平成30年度の認定ラインです。参考にしてください。

- 有料事業者： 「基本項目」のみで40点以上、かつ「基本項目+加点項目」で64点以上
- 無料事業者： 「基本項目」のみで38点以上、かつ「基本項目+加点項目」で59点以上

【申請要件】

申請要件		自主点検	優良認定事業者記入欄
申	1	職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過しており、優良職業紹介事業者の場合は直近3年間に於いて職業紹介事業としての売上げ実績（手数料収入）が、毎期350万円以上ある。	a. b. c. d
申	2	直近3年間に於いて、2期連続赤字決算（兼業事業を含む納税申告ベース）がない。	a. b. c. d
申	3	直近3年間に於いて、基準資産（純資産）が、「許可・届出事業所数×500万円以上」ある。	a. b. c. d
申	4	紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、直近3年間に行政処分等を受けていない。	a. b. c. d
申	5	直近5年間に於いて、雇用する労働者について労働関係法令に重大な違反をしていない。	a. b. c. d
申	6	認定日の属する月の前月から遡る12か月間に於ける月平均法定時間外労働時間が60時間以上の労働者がいない。	a. b. c. d
申	7	その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められない。	a. b. c. d

## 【審査項目】

I 経営の安定性			自主点検	優良認定事業者記入欄
1. 経営方針、過去実績				
必	1	紹介事業に関する経営理念、方針等は文書化され、明確に示されている	a. b. c. d	
基	2	計画・目標は数値化されている	a. b. c. d	
基	3	役職員に周知徹底している	a. b. c. d	
2. 財務基盤、収益性			自主点検	優良認定事業者記入
加	4	直近3年間において、営業損益・経常損益が赤字でない ※ 無料職業紹介事業者は適用外	a. b. c. d	
加	5	直近3年間において、基準資産（純資産）が、「許可・届出事業所数×1000万円」以上ある ※ 直近2年間において「許可・届出事業者数×1000万円」以上ある場合は加点1点とする ※ 無料職業紹介事業者は適用外	a. b. c. d	
II 法令の遵守			自主点検	申込者記入欄
1. コンプライアンス体制				
必	6	法令遵守に関する社内規程が定められている	a. b. c. d	
基	7	法令遵守担当の役割・権限が社内規程に定められ、明確化されている	a. b. c. d	
基	8	法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施している	a. b. c. d	
加	9	法令遵守について、内部検査に関する社内規程を定め、内部検査を年間2回以上実施している ※ 年1回実施している場合は加点1点とする	a. b. c. d	
2. 法令遵守			自主点検	優良認定事業者記入
必	10	関連法令を遵守している	a. b. c. d	

3. 個人情報保護と求人者情報管理			自主点検	優良認定事業者記入
加	11	特に重要な事項について少なくとも年間1回以上教育・研修を実施している	a. b. c. d	
必	12	個人情報管理に関する社内規程があり、漏洩防止具体策が明文化されている	a. b. c. d	
基	13	求人者情報管理に関する社内規程があり、漏洩防止対策が明文化されている	a. b. c. d	
加	14	内部検査に関する社内規程を制定し、パソコン、メール、FAX、外部記憶装置等からの情報漏えいについて年間2回以上検査している ※ 年1回実施している場合は加点1点とする	a. b. c. d	
Ⅲ 業務の適正運営			自主点検	優良認定事業者記入欄
1. 求人開拓等			自主点検	優良認定事業者記入欄
基	15	求職者情報をデータベース化し、求人者担当と共有化している	a. b. c. d	
基	16	求人開拓の責任者（担当者）が明確化されている	a. b. c. d	
基	17	ホームページ(HP)の開設、または、会社案内（営業パンフレット）を作成している	a. b. c. d	
必	18	手数料の取扱い（手数料の料率、対象となる賃金の範囲、返戻金制度、成功報酬制等）をHPで公開している	a. b. c. d	
基	19	取り扱う範囲（限定職種、地域、求職者等）をホームページや会社案内（営業パンフレット）に表示している	a. b. c. d	
基	20	紹介所の特徴、強み、得意とする業界などをアピールしている	a. b. c. d	
必	21	同業者間での談合（価格協定）や採算度外視した料率を武器に営業する等不公正な取引を行っていない ※ 無料職業紹介事業者は適用外	a. b. c. d	
2. 求職者募集			自主点検	優良認定事業者記入
基	22	求人情報をデータベース化し、求職者担当と共有化している	a. b. c. d	

基	23	求職者募集の責任者は明確化されている	a. b. c. d	
必	24	個人情報取得ガイドラインに反するような方法で個人情報を取得していない	a. b. c. d	
基	25	求職申込書、求職登録票、アンケート調査票等本人から直接個人情報を取得する書面には、当該書面により取得される個人情報の利用目的を併せて記載する等により、当該利用目的が明示されている	a. b. c. d	
基	26	要配慮個人情報は、個人情報保護法で定める例外を除き、特別な職業上の必要性が存在するか、その他業務の目的達成に必要不可欠な場合であって、収集目的を示して本人から収集する場合を除き取得していない	a. b. c. d	
必	27	求職者の意向に反した執拗（迷惑）なスカウト行為をしていない	a. b. c. d	
必	28	適正な紹介行為を阻害することが無いよう、求職者に社会通念上相当の範囲を超える金銭等を提供していない	a. b. c. d	
<b>3. 求人受付</b>			<b>自主点検</b>	<b>優良認定事業者記入</b>
基	29	求人申込書（求人票）には具体的な情報（求人企業情報、応募資格・要件、採用方法、仕事内容等）が記載されている	a. b. c. d	
必	30	学校卒業見込者等の求人申込については、求人者に対して、全ての青少年雇用情報を提供するように働きかけている。 また、学校卒業見込者等から個別に照会があった場合は、求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求め、照会結果を当該照会者に伝えている	a. b. c. d	
必	31	求職者が誤解を受ける可能性のある求人については、その内容をよく確認している	a. b. c. d	
加	32	新規取引先は求職者を紹介する前に訪問し、その内容を記録（映像含む）している	a. b. c. d	
基	33	求人申込みは書面・メールで受けている	a. b. c. d	

基	34	求人の有効期間について、説明・確認をしている	a. b. c. d	
必	35	差別的な表現や法令違反（社会保険、最低賃金、不法就労等）の求人申込ではないかチェックしている	a. b. c. d	
基	36	紹介業務を行う前に基本契約書を締結している	a. b. c. d	
基	37	基本契約書の内容は問題ない（基本的な項目が洩れていない、差別的な取扱いなど不適切な条項が入っていない）	a. b. c. d	
必	38	各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪（外国人の不法就労助長等）等を役職員と共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応している	a. b. c. d	
必	39	若者雇用促進法第11条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人の申し込みは、受け付けないよう措置を講じている	a. b. c. d	
加	40	求人者毎に、年間4回以上、適切な内容の情報を提供している ※ 求人者毎に年2回以上情報提供している場合は加点1点とする	a. b. c. d	
基	41	有効期間の定めのない求人申込みがない	a. b. c. d	
基	42	求人管理簿に有効期間の記録がなされている	a. b. c. d	
基	43	求人受付から一定期間（3ヶ月以上）メンテナンスをしていない求人申込みはない	a. b. c. d	
<b>4. 求職受付等</b>			<b>自主点検</b>	<b>優良認定事業者記入</b>
必	44	求職申込受理、職業紹介、職業指導等にあたって差別的な取扱いをしていない	a. b. c. d	
基	45	新規申込の求職者と面談して、希望・能力・経歴・適性を把握している	a. b. c. d	
基	46	面談等は求職者一人毎にプライバシーが保たれる方法で行われている	a. b. c. d	

基	47	求職者の面談記録は保管されている	a. b. c. d	
加	48	求職者に就業上重要な保有資格を確認するとともに、経歴・学歴の空白期間等について把握し、必要な確認をしている	a. b. c. d	
基	49	労働条件等の法定事項以外の求人案件の説明についても文書・メールで行っている	a. b. c. d	
基	50	説明内容は求職者にとって適切・十分な内容(求人企業情報、応募資格・要件、採用方法、職場環境等)となっている	a. b. c. d	
基	51	履歴書等の添削助言、企業面接のアドバイスを実施している	a. b. c. d	
基	52	求職者向けのアドバイスに関する社内マニュアル等がある	a. b. c. d	
加	53	キャリアコンサルティングの実施に関する社内マニュアルやその担当者(責任者)を定めている	a. b. c. d	
加	54	キャリアコンサルティングを希望する求職者に対し、キャリアコンサルティングを行う際は必ず有資格者が対応している	a. b. c. d	
基	55	有効期間の定めのない求職申込みがない	a. b. c. d	
基	56	求職管理簿に有効期間の記録がなされている	a. b. c. d	
基	57	求職の受付から一定期間(3か月以上)メンテナンスをしていない求職申込みはない	a. b. c. d	
加	58	希望する求職者向けにビジネスマナーや就業予定業務の基礎、その他能力開発を支援するための研修等を実施している	a. b. c. d	
<b>5. 紹介あっせん</b>			<b>自主点検</b>	<b>優良認定事業者記入</b>
基	59	求職者情報と求人情報のマッチング分析を踏まえて求人開拓や求職者の開拓を行い、計画的に支援している	a. b. c. d	
基	60	求職者について、受付から一定期間(2週間)経過しても紹介がなされていない案件について、把握・分析し、フォロー(経過説明等)をしている	a. b. c. d	

基	61	求人者について、受付から一定期間（2週間）経過しても紹介がなされていない案件について、把握・分析し、フォロー（経過説明等）をしている	a. b. c. d	
基	62	全ての紹介案件に紹介状等を発行している	a. b. c. d	
基	63	面接同行や立会を積極的に行っている	a. b. c. d	
基	64	面接を設定（時間、場所、交通費支給等）する際に、求職者の意向を求人者に働きかけている	a. b. c. d	
基	65	求職者から個人情報を取得する場合は、第三者提供に同意する旨の書面を取付けている	a. b. c. d	
基	66	求人者に履歴書等の求職者の個人情報を提供する場合は、求職者から第三者提供の同意を得ていることを説明し、同意書の添付を求められた場合は添付している	a. b. c. d	
基	67	第三者提供した場合は、提供先や提供した個人情報等を記録している	a. b. c. d	
必	68	苦情相談に関する社内規程がある	a. b. c. d	
基	69	ホームページなどで苦情処理窓口を明らかにしている	a. b. c. d	
基	70	求人内容と就業実態が異なるなどの苦情が求職者から寄せられている場合には、その事実を求人者に確認し、必要に応じて求人票の修正を求める等の対応を行っている	a. b. c. d	
加	71	苦情相談情報を記録し、勉強会・研修会により、職業紹介に従事する者の間で共有が図られている	a. b. c. d	
<b>6. 紹介後のフォロー</b>			<b>自主点検</b>	<b>優良認定事業者記入</b>
基	72	基本契約書に返戻条項がある	a. b. c. d	
		※ 無料職業紹介事業者は適用外		



基	73	パンフレット・HPなどで短期退職返戻について説明している ※ 無料職業紹介事業者は適用外	a. b. c. d	
加	74	求人者、求職者の意見や評価を取得する制度が構築されており、アンケート結果等を従業員に開示するなど事業運営に役立っている	a. b. c. d	
加	75	不成立案件の原因分析を行い、求人・求職者に対するフォローをしている	a. b. c. d	
必	76	紹介で就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る）に働きかけて求職の申込をさせるなどの再転職を目的とする勧奨をしていない	a. b. c. d	
<b>IV その他</b>				
<b>1. 情報公開</b>			自主点検	優良認定事業者記入欄
基	77	法令で定めるもの以外の情報（経営方針等）についても公開している	a. b. c. d	
<b>2. 就職困難者への取組み</b>			自主点検	優良認定事業者記入
加	78	就職困難者が働ける就業先（求人者）を開拓し、人材活用に注力している	a. b. c. d	
<b>3. 再就職支援</b>			自主点検	優良認定事業者記入
必	79	再就職支援を行う場合は、退職の強要・勧奨等を行っておらず、支援を受けることに係る再就職支援対象者の同意を明示的に確認している	a. b. c. d	
<b>4. 従業員に対する教育</b>			自主点検	優良認定事業者記入
基	80	職業紹介責任者は、従業員に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を計画的に実施している	a. b. c. d	

法令遵守チェックリスト

● 法令遵守の審査は、本チェックリストを用いて行います。

● 自主点検、は、○×で記入してください。

事業所名 : 自主点検実施者 : 自主点検実施日 :

審査認定機関 : 担当審査員名 : 審査実施日 :

No	法令	審査項目	自主点検	申請者記入欄
1	職安法 第32条の10	有料職業紹介事業者は、自己の名義をもって、他人に有料の職業紹介を行わせてはならない。		
2 以下 番号 変更	職安法 第32条の11第1項及び 施行規則第24条の3	港湾・建設の職業を紹介してはならない。（※有料職業紹介所のみ）		
3	職安法 第32条の3第1項、第2項、 施行規則第20条第1項、第2項、第4項、 附則第4項	職業紹介に関し、法定手数料、届出手数料以外に、いかなる名義でもその実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。		
4	職安法 第32条の7第1項	所定の項目に変更があった場合は、所定期日内に届け出しなければならない。		
5	職安法 第32条の14	事業所ごとに専属する職業紹介責任者を選任しなければならない。		
6	職安法 第32条の15	事業所毎に法定帳簿を作成し、備え付けねばならない。		
7	職安法 第44条	法第45条に規定する場合を除き、労働者供給事業を行ってはならない。		
8	職安法 第51条第1項	業務上知り得た「人の秘密」を他に漏らしてはならない。		
9	職安法 第65条第8号	虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介してはならない。		

No	法令	審査項目	自主 点検	申請者記入欄
10	職安法 第65条第9号	労働条件が法令に違反する工場事業場等のために職業紹介してはならない。		
11	職安法 第5条の3第1項、第2項、施行規則第4条の2	求人者は紹介事業者に対して労働条件等を明示しなければならない。又、紹介事業者は求職者に対して、労働条件等を明示しなければならない。		
12	職安法 第32条の13、施行規則第24条の5	紹介事業者は、求人者・求職者から求人・求職の申込みを受理した場合は速やかに、取扱い職種の範囲等を明示しなければならない。		
13	職安法 第51条第2項	業務上知り得た個人情報や求人者等に関する情報をみだりに他に知らせてはならない。		
14	個人情報保護法第23条	本人の同意なくして、個人データを第三者に提供してはならない。		
15	雇用対策法 第10条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、年齢差別をしていない。(※)		
16	男女雇用機会均等法 第5条、第6条、第7条	募集・採用、配置・昇進等について、性差別及び間接差別をしていない。(※)		
17	労働基準法 第24条 (職安法第44条)	雇用主は賃金を労働者に直接支払っている。  (間接払いをしている場合は労働者供給事業に該当しないか→項目7へ)		
18	入管法 第73条	外国人の不法就労に関するあっせんをしていない。		
19	障害者雇用促進法 第34条 第35条	募集・採用及び採用後の待遇(配置・昇進等)について、障害者であることを理由とする差別をしていない。(※)		
20	障害者雇用促進法 第36条の2 第36条の3 第36条の4	募集・採用及び採用後に、障害者の申出等により、障害の特性に配慮した必要な措置を講じている。(※)		

※ 優良認定申請者が雇用する労働者について確認する。